

甘いもの好きな若い男性を「スイーツ男子」と呼ぶそうです。「男のクセに…」と思われるかもしれませんが、メタバを気にしながら甘いものを食べる「隠れスイーツ中年」も急増中だとか。女子から若い男子、そして中年男性へと広がる甘党の潜在顧客。これは商売の参考になるかもしれませんね。

松下幸之助氏の詩を紹介します。

松下幸之助にはなれませんが、私が好きな詩です。

## 青春

青春とは人生のある時期をいうのではなく心の様相をいうのだ。

すぐれた想像力、怯懦(キョウダ・臆病・意気地なし)をしりぞける勇猛心、  
安易をふり捨てる冒険心、こういう様相を青春というのだ。

年を重ねただけでは人は老いない。

理想を失うときにはじめて老いがくる。

歳月は人の皮膚のしわを増やすが、情熱を失うとき青春はしぼむ。苦悩や狐疑(コギ・ある事に臨みうたがったためらうこと)や不安、恐怖、失望。こういうものこそ、あたかも長年月の如く人を老いさせ精気ある魂をも介(カイ・小さい)に帰せしめる。

いわく「驚異への愛慕心(深く愛し慕う心)」。「空にきらめく星辰(セイシン・星)」。「この輝きにも似たる事物や思想に対する欽仰(キンギョウ・敬い仰ぐ)」。「事に処する剛毅(ゴウキ・意志が強く不屈なこと)な挑戦」。「小児の如く求めてやまぬ探究心」。

人は信念とともに若く、疑惑とともに老いる。希望ある限り若く、失望とともに老い朽ちる。大地より、神より、人より美と喜悦(キエツ・喜び)、勇気と壮大、偉大と靈感を受けている限り、人の若さは失われな

い。

これらの靈感が絶え、悲嘆(ヒタン)の白雪が人の心までおおいつくし

皮肉の厚氷(コウヒョウ)が、これを固く閉ざすに至ればその時こそ

人は老いて、神に憐(アフレ)みを乞うるほかなくなる。

心境は、松下幸之助氏のみぞ知るですが、心に思うところは共通でしょうか。

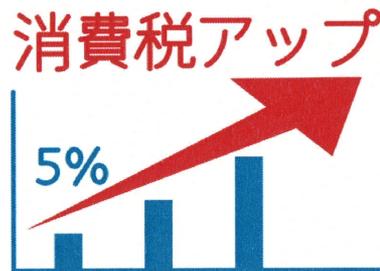
# 社会保障と税の一体改革関連法案とは？

「●●劇場」と揶揄(やゆ)される中、中身については、ほとんど周知されていないまま消費税増税を含めた社会保障と税の一体改革関連法案が、民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決され、参議院におくられました。報道では、ほとんど取り上げられなかった、法案の内容について、一部取り上げてみたいと思います。

## 消費税の改正

### I 消費税法の一部改正 (第2条関係)

- 1 消費税の税率を5%から8%に引き上げること。  
上記の改正は、平成26年4月1日(以下「施行日」という)以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。  
(消費税率 <<国税>> 4%→6.3% <<地方消費税>> 1%→1.7%)
- 2 消費税の収入については、地方交付税に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護社会保障並びに少子化に対処するための施策に要する経費にあてる。
- 3 平成25年10月1日前に締結した工事請負契約等に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡に係る消費税率は現行税率(5%)とする。



### II 消費税法の一部改正 (第3条関係)

- 1 消費税率を8%から10%に引き上げること。  
上記改正は、平成27年10月1日(以下「施行日」という)以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。  
(消費税率 <<国税>> 6.3%→7.8% <<地方消費税>> 1.7%→2.2%)
- 2 平成25年10月1日から平成27年10月1日の前日までの間に締結した工事請負契約等に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税率は現行税率(8%)とする。

左記の増税法案には、次の内容も検討されています。

- 増税時の低所得者の負担緩和策として、一定の年収の人に現金を配る「簡素な給付措置」を実施する。
- 「簡素な給付措置」の具体論について、各党方針が分かれており、自民党は、消費税率を5%にした1997年に低所得者に1万円を1回限り支給した措置を参考としている。
- これに対して公明党は、手厚い給付を要求しており、民主党も複数年に渡って支給したい考えであり、給付対象者や対象金額は、法案成立以降検討する方針。
- 10%に引き上げる段階の低所得者の対策として、民主党は、納税額の一部を戻す「給付付き税額控除」を行うとする。
- 一方で、自民党と公明とは、食料品など必需品や文化関連の税率を下げる「複数税率」の検討を求めているため、双方譲らず結論を先送りしている。

いずれにしても、消費税率をとりあえず上げようということかなと思います。  
また、今回の改正には、下記の改正も含まれておりましたが、消費税改正以外全て先送りされており、今秋の税制改正に出てくるものと思われます。  
先送りされた内容は、今後大増税時代の到来を予想させます。

④ 所得税の最高税率 現行40%から45%へ

④ 相続税の基礎控除の圧縮

|          |  |
|----------|--|
| 定額控除     | 5,000万円 → 3,000万円                            |
| 相続人比例控除  | 一人 1,000万円 → 一人 600万円                        |
| 相続税の最高税率 | 50%から55%へ                                    |
| 未成年者控除   | 20歳までの1年につき6万円から10万円へ                        |
| 障害者控除    | 85歳までの1年につき6万円から10万円へ<br>(特別障害者 12万円から20万円へ) |

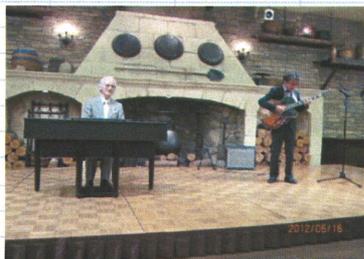
④ 贈与税

暦年課税の贈与税の最高税率変更 50%から55%へ

- ④ 相続時精算課税制度の対象となる受贈者に係る贈与者の年齢条件を65歳以上から60歳に引き下げる
- ④ 相続時採算課税制度の対象となる受贈者の範囲に、20歳以上である孫(現行は、20歳以上の推定相続人のみ)を追加する。

以上は、先送りされた内容の一部ですが、今後の状況が明らかになった段階で、またお知らせしたいと思います。

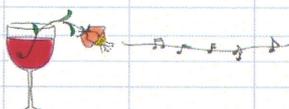
平成24年6月16日(土) 当社後援会K・I・N・Gの第15回総会、懇親会が開催されました。  
 今回は、ギタリストの高嶋宏さん&ピアニストの豊田隆博さんによるライブ演奏を楽しみながらの  
 ひとときとなりました。その時の模様を一部ですが写真でご紹介します。



ギタリストの高嶋宏さん&ピアニストの豊田隆博さんによる  
 生のJazzライブ



KING総会



KING懇親会



ご参加いただきました  
 皆様、  
 ありがとうございました。



次回もお楽しみに！！

## 一倉定の経営心得

事業活動の本質

1-5 業績不振の原因

わが社の赤字は、お客様を忘れたのが原因である。

日本経営合理化協会出版局「一倉定の経営心得」より

## (有)五十嵐会計事務所

〒992-0012 山形県米沢市金池3-2-40

電話：0238-22-2776

FAX：0238-22-2779

HP：http://e-iao.co.jp/